

都市整備部 都市計画課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 都市整備部 都市計画課
 - 対象年度 令和4年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和5年8月21日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部都市計画課の主な業務内容及び職員数（令和5年6月1日現在）は、次のとおりである。

【都市計画課】

都市整備部 職員4人	(1) 土地利用計画に関する事。
	(2) 交通計画に関する事。
都市計画課 職員2人	(3) 住宅施策に関する事。
	(4) 都市計画の決定及び変更に関する事。
総務・まちづくり 支援グループ 職員4人	(5) 広域基幹道路の事業の促進及び調整に関する事。
	(6) 広域基幹道路整備基金に関する事。
再任用職員1人 会計年度任用1人	(7) まちづくりの啓発及び支援に関する事。
	(8) 都心居住の推進に関する事。
	(9) 景観計画に関する事。
計画グループ 職員5人 会計年度任用2人	(10) 四日市市都市計画審議会に関する事。
	(11) 四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成2年四日市市条例第28号)に基づくあっせん、調停に関する事及び四日市市建築紛争調停委員会に関する事。
	(12) 公共交通推進室に関する事。

	(13) 部の予算及び事務事業の調整に関すること。
	(14) 部及び課の庶務に関すること。
公共交通推進室 職員 6 人 会計年度任用 1 人	(1) 公共交通政策に関すること。
	(2) 公共交通の利用促進に関すること。
	(3) 内部・八王子線の運営に関すること。
	(4) 内部・八王子線基金に関すること。
	(5) 主管工事の設計及び施行に関すること。
	(6) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(7) その他公共交通の推進に関すること。

(職員 21 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 4 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 公有財産の管理におけるリスク
- (5) 負担金の支出におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務について一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか。	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	6 / 6	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 6	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員 11 人のうち、2 人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、また 9 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。

*1 過労死等労災認定基準：発症前 1 か月間に概ね 100 時間又は発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月あたり概ね 80 時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

意 見

令和 5 年度には土木技師が 1 名増員されている。業務の平準化に取り組み、人員増により時間外勤務が削減できるよう取り組むこと。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆都市計画課では勤続年数の短い職員が見受けられるが、業務を行うにあたって技術・知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 各業務の懸案事項をまとめた書類を作成し、それをもとに引き継ぎを行い、知識や技術の伝承に取り組んでいるとともに知識や技術の習得のために外部研修等の活用を図ることで職員の知識や技術の蓄積にも務めている。

(4) 公有財産の管理におけるリスク

- ◆都市計画課は内部・八王子線関連施設など、多数の公有財産を所管しているが、管理は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 所管する土地については、職員が現地確認による実査を行っている。
四日市あすなろう鉄道株式会社が使用している建物・工作物については、都市計画課の担当者が、あすなろう鉄道の担当者と協力して実査を行い、所管する公有財産の適正管理に努めている。

(5) 負担金の支出におけるリスク

- ◆都市計画課では、道路等の建設促進期成同盟会など複数の団体に対して負担金を支出しているが、活動は適切に行われているか。また、活動実態の把握は行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 道路などの早期建設を促進するために要望活動や啓発活動などを行うことを目的に関連市町で結成された組織であり、総会や幹事会の開催に加え、国土交通省などの関係機関への要望活動を実施しており、それらの報告も適切に行われている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で事務処理誤りが見受けられた。職員の業務に関する知識不足や単純なミスが発生を防ぎ、所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能するよう、所属長は引き続き定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 住み替え支援促進事業と補助金の活用について【効率性の視点・有効性の視点】

ア 都市計画課では郊外住宅団地の再生に向けて、住み替え支援促進事業を実施しており、そのなかで子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金など各種の補助制度を設けている。

令和4年度には、制度を活用した市外からの転入は7件あったとのことであるが、利用実績が少ない補助金も見られることから、必要に応じて補助制度を見直すなど、制度利用のさらなる促進を図り、今後の住み替え支援促進事業を推進していくこと。

イ 住み替え支援促進事業の補助金のうち、インスペクション補助金(*3)の実績は0件となっている。市民への周知をより図るとともに、名称の変更も含め、分かりやすい制度となるよう努めること。

*3 四日市市空き家・空き地バンクに登録した物件の所有者に対する、インスペクション（建物状況調査）に要する費用に対する補助金。

ウ 住み替え支援促進事業の補助金については、昨今の物価高の状況も踏まえ、現在の金額設定が妥当かどうかの見直しを含め、四日市市への定住の促進につながる魅力ある制度となるよう努めること。

③ 四日市あすなろう鉄道の利用促進と内部・八王子線基金の運用について【経済性の視点・有効性の視点】

ア 都市計画課では、内部・八王子線の存続を図ることを目的とし、施設の更新、施設修繕、四日市あすなろう鉄道株式会社の経営に要する資金に充てるため、四日市市内部・八王子線基金を設けている。

新型コロナウイルス感染症の影響によってあすなろう鉄道の利用者が減少したこともあり、四日市あすなろう鉄道株式会社からの寄附金がゼロとなった年度もあったが、令和4年度は基金の積立額が取崩額を上回り、年度末残高は令和3年度末と比べて増加した。

今後も引き続きあすなろう鉄道の利用促進を図るとともに、基金の適正運用を行っていくこと。

イ 四日市あすなろう鉄道は、人口減少など様々な要因で想定される利用者の減少に対応するために、着実な利用を促すための各種の事業を実施しているところである。引き続き、こうした事業を積極的に行うとともに、その効果についてもしっかりと検証して事業の継続や変更などの判断を行うなど、四日市あすなろう鉄道の効果的な利用促進に取り組むこと。

ウ 内部・八王子線基金については、令和4年度は残高が増加したものの、基本的には四日市あすなろう鉄道運行事業に充当することで減少してきている。当初は10年間で基金を活用するという計画であったが、10年経過した後の基金のあり方についても検討を行うこと。

④ 自動車運転免許の自主返納に対する取り組みについて【有効性の視点】

高齢者の自動車運転免許の自主返納に対しては、四日市市としては特に返納者に対する優遇措置はないとのことである。市だけでの対応は困難かもしれないが、公共交通の推進を担う所属として、福祉部門とも連携を図りながら、運転免許の自主返納に対してできる取り組みがないか検討を行うこと。

特に、四日市あすなろう鉄道の利用促進につながるような施策についても、実施できることがないか前向きに検討すること。

⑤ 現金の取り扱いについて【合規性の視点】

北勢バイパス建設促進期成同盟会の預金について、通帳と印鑑を別々で管理し、取り扱う職員も限定しているなど、丁寧な管理を行っているとのことである。当該預金は他市から預かっているものであることから、引き続き管理には細心の注意を払い、事故が起こることのないよう努めること。

⑥ 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想について【有効性の視点】

地域まちづくり構想の提案を受け、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（以下、「構想」という。）が市内17地区で策定されているが、策定したことによって住民の満足度が高まることが重要である。構想を策定した結果、住民の生活や福祉がどのように向上しているか、その進捗状況を把握し、地域住民に適切に報告を行うなど、市民主体のまちづくりが効果的に進むよう努めること。

また見直しにあたっては、構想策定によって実現できたことや、策定したがうまく機能しないところなどの検証もしっかりと行い、地元の声に耳を傾けて取り組むこと。

⑦ 効果的なバス事業の展開について【有効性の視点・住民福祉の視点】

ア 市民自主運行バスが継続的に運行事業を行っていくには、路線周辺の企業等からの協賛金が重要であり、また路線運営のための体制を維持することも求められる。運行主体のNPO法人と協力し、今後も自主運行バスの継続に向けた環境づくりに取り組むこと。

イ 支線バスこにゅうどうくんライナーを運行しているが、こうした支線の拡充に関して、支線の展開方法や集客を伸ばす方法などについて、民間バス事業者にも考えてもらうような施策も必要と考える。先進地の取り組みも参考に、住民のニーズに適応したバス事業の展開に取り組むこと。

⑧ 住宅セーフティネットの推進について【有効性の視点・住民福祉の視点】

住宅要配慮者に対する住宅セーフティネットは、今後ますます重要になると考えられる。住宅施策を担う都市計画課として、福祉部門とも連携を図りながら、積極的な施策展開を図ること。

都市整備部 建築指導課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
対象部局 都市整備部 建築指導課
対象年度 令和4年度
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 四日市市役所 監査委員室
監査期間 令和5年8月17日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部建築指導課の主な業務内容及び職員数（令和5年6月1日現在）は、次のとおりである。

【建築指導課】

建築指導課 職員2人	(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく指定確認検査機関との調整に関すること。
建築調整係 職員3人	(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく分別解体等に係る届出に関すること。
会計年度任用4人	(3) 四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成2年四日市市条例第28号)に基づく届出に関すること。
	(4) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)に基づく届出に関すること。
	(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2に基づく届出に関すること。
	(6) 四日市市建築審査会及び四日市市旅館建築審査会に関すること。
	(7) 四日市市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱(昭和54年四日市市告示第150号)に基づく事務に関すること。
	(8) 課の庶務に関すること。

建築安全係 職員 5 人 会計年度任用 2 人	(1) 既存建築物の維持管理及び防災に関すること。
	(2) 木造住宅の耐震改修の促進に関すること。
	(3) 既存建築物の耐震改修の促進に関すること。
	(4) 建築基準法に基づく建築行為等の監視及び指導に関すること。
許可認定係 職員 5 人 会計年度任用 1 人	(1) 建築基準法に基づく許可、認定及び指定に関すること。
	(2) 建築基準法に基づく建築協定の認可に関すること。
	(3) 都市計画法第53条に基づく都市計画施設等の区域内における建築の許可に関すること。
	(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく認定に関すること。
	(5) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく耐震改修及び耐震改修計画の認定に関すること。
建築確認係 職員 7 人 会計年度任用 1 人	(1) 建築基準法に基づく確認及び検査に関すること。
	(2) 四日市市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和51年四日市市条例第15号)に基づく審査に関すること。
	(3) 建築専門相談に関すること。
	(4) 建築基準法に基づく指定確認検査機関からの確認及び検査の報告書の審査に関すること。
	(5) 特殊建築物等の定期報告に関すること。
	(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく建築物の届出等に関すること。
	(7) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成11年三重県条例第2号)に基づく建築物の協議等に関すること。
	(8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく建築物の審査等に関すること。
	(9) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく建築物の審査等に関すること。
	(10) その他建築主事の業務に関すること。

(職員 2 2 人、会計年度任用職員 8 人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 空き家の適正な管理におけるリスク

2 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、情報管理、組織・人員等において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、文書管理等において一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか。	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	4 / 6	
支出事務	負担金、補助金又は交付金を支出しているか。	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	6 / 6	
組織・人員	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか。	分掌事務が十分に行われないリスク	4 / 4	
	在籍年数の短い職員が多いか。	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 6	○
--	-----------------	--	-------	---

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員20人に対して、3人が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っていた。

*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆建築指導課では、勤続年数の短い職員が見受けられるが、技術・知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 通算の勤続年数は比較的長い職員もおり、指導体制は確保されている。建築士や建築主事等の資格取得を目指す職員も多く、技術・知識の継承が行われている。

(4) 空き家の適正な管理におけるリスク

- ◆通報等による危険家屋の把握について、調査、対応ができているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- △ 通報等により把握した空き家については現場や所有者等の調査を行い、状況に応じ

て関連部署と情報共有しながら、必要な指導を行い、改善を促している。所有者等による対応が困難で、危険が切迫している場合には、条例に基づく緊急安全措置を実施しており、通学路沿いの危険な空き家で、防護ネットやカラーコーン等の設置に加え、さらに防護パネルを設置し、通学路の安全を確保したり、周囲に飛散するおそれのある危険な外壁材の一部取り外しを行った例もある。これらの空き家については、法定相続人への訪問の検討や、所有者の特定ができるよう調査を行っているところである。

意見

空き家対策を効果的に推進するために、空き家対策庁内検討委員会及び空き家対策協議会において、検討課題に対し知恵を出し合い、リーダーシップを発揮すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 補助金の交付申請書について【有効性の視点】

四日市市では行政手続きの簡素化及び市民の利便性の向上を目的として、申請書等の押印を原則廃止としている。建築指導課ではいくつかの補助制度を有しており、中には補助申請額の訂正が見受けられた。四日市市会計規則第6条第2項には「証拠書類の首標金額の記載は、これを訂正することができない。」とあり、また第3項には「証拠書類の首標金額以外の記載事項について訂正する場合は、その部分（数量及び内訳金額については、その全部）に二線を引き、その上位又は右側に正書し、かつ、訂正者の署名又は認印をしなければならない。」とある。本市会計事務の根幹に関わる重要事項であり、補助申請額が訂正となった場合の対応など全庁的な整理が必要であり、総務課及び会計管理課が中心となって協議するよう働きかけること。

③ ブロック塀等安全対策について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

ブロック塀等撤去費補助金申請件数が年々減少している。これは、関心のある所有者が既に交付済であること、また大地震によるブロック塀倒壊への意識が薄れていることと認識しているが、危険な箇所を確認し、リスクの高いところを抽出しながら啓発を行い、効果を高めること。

④ 木造住宅耐震化促進事業について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

ア 耐震診断を実施しても、経済的な負担から耐震改修や除却に結び付かない高齢者世帯等が多いことから、耐震化事業の推進を図ること。また、当制度の周知を効果的かつ継続的に行い、居住空間の安全性確保に対する市民意識の向上を図ること。

イ 無料耐震診断の対象は、現在、昭和56年以前の木造住宅が対象であるが、さらなる市民の安全性の確保の観点から、対象の見直しが必要である。昭和56年度以降の木造住宅にも対象拡大を国へ提言するなど、今後の検討課題とすること。

⑤ 職員の資格取得支援について【有効性の視点】

ア 資格取得のための講習会の受講や、一級建築士の職員からアドバイスをしてもらうなど、職員がスキルアップのために一級建築士の資格取得を目指せるような職場環境を整備すること。

イ 資格取得者に対しての補助金の増額や給与への反映などについて、先進市の状況を把握し、研究すること。

都市整備部 開発審査課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
対象部局 都市整備部 開発審査課
対象年度 令和4年度
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 四日市市役所 監査委員室
監査期間 令和5年8月10日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部開発審査課の主な業務内容及び職員数（令和5年6月1日現在）は、次のとおりである。

【開発審査課】

開発審査課 職員7人 再任用職員1人 会計年度任用1人	(1) 都市計画法に基づく開発行為等の許可処分に関すること。
	(2) 宅地開発における公共、公益的施設の帰属及び維持管理に関する協定書の締結に関すること。
	(3) 開発登録簿の調製及び保管に関すること。
	(4) 四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成27年四日市市条例第21号)に基づく許可に関すること。
	(5) 土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。
	(6) 都市計画法に基づく開発行為等の監視及び是正に関すること。
	(7) 四日市市開発審査会に関すること。
	(8) 課の庶務に関すること。

(職員7人、再任用職員1人、会計年度任用職員1人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 庶務担当者の配置上のリスク
- (4) 現金管理におけるリスク
- (5) 開発許可処分及び建築許可処分におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、所属の主要な事務事業、収入事務等点数が高いものがあるが、全体的にはリスクは低い評価となった。事前調査の結果、現金等の管理、物品・備品管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	4 / 6	
現金等管理	現金や金券の取扱いがあるか	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	2 / 4	○
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 6	

組織・人員	時間外勤務を多く行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 6	○
-------	----------------	--	-------	---

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員6人のうち、1人が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っていた。

*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

- ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。
- ② 部局内でも特に業務の特殊性が強いことにより、配属後一年目の技術職員は時間外勤務時間数が多くなりやすいことから、業務分担の調整やフォローアップの方法などについて、引き続き研究して取り組むこと。

(3) 庶務担当者の配置上のリスク

- ◆庶務担当者である事務職員は一人であることから、その職員に事務仕事を任せきる状態となり上司のチェックが行き届いていないということはないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 上位職員によるチェックを徹底し、誤りのないよう確認を行っているものの、事務処理誤りが見受けられる。

(4) 現金管理におけるリスク

- ◆窓口での現金の受け取りが日々発生する所属であり、その中で現金事故が発生する可能性

はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 現金出納簿を確実に記入し、終業時には手提げ金庫に格納して会計管理課金庫に保管している。収納金については、翌営業日午前中に、できる限りすみやかに金融機関に入金するようにしている。

意見

窓口で取り扱う収納金と納入通知書の突合確認は担当者が行い、終業時にその日の現金の状況を所属長に報告しているが、現金事故や誤りを防ぐためにも所属長を含む複数の職員で積極的に現物を確認するような体制をとること。

（５）開発許可処分及び建築許可処分におけるリスク

◆開発許可処分及び建築許可処分に関する業務は、専門性が高く、幅広い知識が必要であるため、その知識や実務の技術が新たに配属された職員に十分に継承されず、相談事務等において誤った説明を行ったり担当者によって回答にばらつきが生じたりすることや、調整不十分なまま処分を行ってしまうことはないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 外部研修及び内部研修を通じて、職員の能力向上や専門知識の共有と継承を図っている。また、開発行為及び建築行為を行う場合は、事前に許可の見込みがあるかの相談を求めており、相談を受けた担当者は相談の内容及び回答方針を整理して、提出書類とともに課内全員で共有して確認を行った上で回答している。許可申請が提出された際にも、判断に迷うことがあれば、課内会議を適宜実施している。開発面積が1,000㎡以上の案件については、四日市市宅地開発協議会を定期的で開催し、関係各課を集めて不備のないよう、調整を行っている。

意見

許認可業務の性質上、担当職員によって判断が異なるといったことのないように、十分コミュニケーションをとりながら一人ひとりの職員の知識レベルを向上させる指導及びサポートを行うとともに、引き続き課内会議を適宜開催して情報や課題の共有を図ること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【法規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執

行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 研修で得た知識等の共有について【有効性の視点】

市の予算で研修を受講した際は、貴重な財源を費やしていることを常に意識し、所属長への適切な復命、所属内での資料等の供覧のみならず、その内容及び受講した感想、業務への活かし方を十分に共有して有効性を高めること。

③ 職員体制について【有効性の視点】

所属として、再任用職員には、これまで培った技術や経験を業務に十分活かすとともに他の職員に伝承する役割を担ってもらう体制づくりを行うこと。

④ 大規模盛土造成地の調査等について【有効性の視点・住民福祉向上の視点】

大規模盛土造成地について、第二次スクリーニング（地盤調査及び安定計算）の結果、滑動崩落の恐れがあると判断した場合は、市で予防対策工事を実施していくこととなっているものの、現時点ではどの所属がどのように実施するかなどは未調整とのことである。防災は市民の安全安心を確保するための重要な事業であるので、部局内で十分に調整し、慎重かつ有効的に事業展開をすること。

⑤ 開発審査会の日程調整について【有効性の視点】

開発審査会は年に数回の開催であるから、当初から欠席者がいる前提で日程を組まない、Web会議システムを活用するなど、すべての委員が出席できるよう配慮すること。

都市整備部 市街地整備課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 都市整備部 市街地整備課
 - 対象年度 令和4年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和5年8月9日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部市街地整備課の主な業務内容及び職員数（令和5年6月1日現在）は、次のとおりである。

【市街地整備課】

市街地整備課 職員2人 再任用職員1人 基盤整備係 職員4人 会計年度任用1人	(1) 土地区画整理事業の企画、調査、啓発等に関すること。
	(2) 土地区画整理事業の計画決定及び許可申請に関すること。
	(3) 土地区画整理事業（個人及び組合施行）の許認可に関すること。
	(4) 土地区画整理事業（個人及び組合施行）の指導、監督、助成等に関すること。
	(5) 土地区画整理事業（個人及び組合施行）に係る建築行為等の制限に関すること。
	(6) 東橋北住環境整備基金に関すること。
	(7) その他土地区画整理事業に関すること。
	(8) 地区計画の設計及び啓発並びに地区計画区域内の道路整備に関すること。
	(9) 道路後退用地整備に関すること。
	(10) 沿道環境整備事業の防音工事助成に関すること。

	(11) 工事の設計及び施行に関すること。
	(12) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(13) 課の庶務に関すること。
都市再編係 職員 6 人 会計年度任用 2 人	(1) 近鉄四日市駅周辺等整備事業に関すること。
	(2) 都市再開発事業に関すること。
	(3) 工事の設計及び施行に関すること。
	(4) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(職員 1 2 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 3 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 備品が適正に管理されないリスク
- (4) 補助金の適正執行におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理、情報管理、組織・人員等において点数が高く、全体的にリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、支出事務、文書管理、物品・備品管理、人事管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか。	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	○
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	公有財産を所管しているか。	土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか。	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか。	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 6	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか。	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	6 / 6	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外対象職員11人のうち、3人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、また、8人が年間360時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。

*1 過労死等労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行いながら、職員を守るためにもしっかりと働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

(3) 備品が適正に管理されないリスク

- 市街地整備課が保有する備品について、備品の実査を行うなど、適切に管理がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 備品の実査を行っており、所属長による抽出実査も実施しているが、備品台帳に登録されているものが、すでに処分されていた。

意 見

備品の全件実査の際は複数人で備品台帳との照合を行うなど、漏れがないように確認を行い、公有財産の適正管理に努めること。

(4) 補助金の適正執行におけるリスク

- ◆狭あい道路整備を行い、土地所有者から後退用地の寄附を受ける場合に、狭あい道路整備費の補助金を交付している。補助金交付要綱に基づいた交付決定や支出事務は適切に行

われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 申請があった者に補助金の交付を行っており、土地所有者と補助金の申請者が異なる場合がある。補助金の交付については、土地所有者からの寄附を受けた後に行っている。

補助金交付要綱では、申請者を土地所有者に限定していないが、申請者が後退用地の寄附をすることが規定されている。寄附を行うことができるのは土地所有者のみであり、要綱の規定に齟齬がある状態である。

指 摘

補助金交付要綱の条文の中で、申請者の条件の整合性がとれていない部分がある。トラブルが生じないように、至急要綱の見直しを行うこと。

また、狭あい道路については複数の制度があり混乱が生じるため、整理し、PRの際には誤解を招かないよう留意すること。

◆ 後退用地の寄附を受ける場合に、交付決定通知等に記載された内容に基づき、事務処理が適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 補助金を交付する前には、申請者に対し補助金交付確定通知書を送付し、土地所有者は申請者が補助金交付確定通知書を受領後14日以内に寄附の申請書類を提出しなければならない。補助金交付確定通知書の送付前に土地所有者より寄附の申請書類が提出されたため、受領しその後の事務処理を行っていた。

意 見

補助金の交付を行うにあたり、事業の進捗状況を確認しながら業務を行い、補助金交付決定通知書に記載した内容と同じ事務処理となるよう改めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

例規の適正な整備について【合規性の視点】

市街地整備課の主要事業である土地区画整理事業において、末永・本郷土地区画整理事業は令和3年度に事業が終了しているものの、関係する規程・規則等が現存している状態であるため、早急に規程・規則等の廃止を行うこと。

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 中心市街地の活性化について【有効性の視点】

近鉄四日市駅周辺等整備事業により、魅力的なまちなかを形成し中心市街地の活性化を図るとともに、中心市街地の歩行者流量の増加に向けた検討を行っていくこと。

③ JR四日市貨物駅移転事業用地の活用について【合規性の視点】

都市計画道路となっている三重橋垂坂線の整備に合わせて、整備に必要な土地を残し、不用な土地については、売却に向けた検討を行っていくこと。

④ 経験やスキル等の継承について【有効性の視点】

経験豊富な再任用職員も配属されていることから、培った技術や、経験等の継承を行い、スムーズな事業展開を行うこと。

⑤ 寄附を受けた後退用地の整備について【効率性の視点】

寄附を受けた後退用地のうち1, 500件が未整備となっており、現在も整備件数より寄附件数が100件程度上回っている。未整備件数が年々増加しているため、計画的に後退用地の整備を進めていくこと。

⑥ 預金通帳の管理について【合規性の視点】

本市が事務局をしている午起土地区画整理組合の預金通帳を保管している。事故が起きないように、通帳と印鑑を別々の場所に保管するよう改めること。

都市整備部 営繕工務課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 都市整備部 営繕工務課
 - 対象年度 令和4年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和5年8月8日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部営繕工務課の主な業務内容及び職員数（令和5年6月1日現在）は、次のとおりである。

【営繕工務課】

営繕工務課 職員3人	（1）市有建築物の設計及び工事施行に関すること。
	（2）市有建築物の修繕に関すること。
営繕第1係 職員5人 会計年度任用2人	（3）主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	（4）市有建築物の維持保全資料の管理及び営繕計画に関すること。
	（5）その他建築工事に関すること。
	（6）課の庶務に関すること。
営繕第2係 職員6人	（1）市有建築物の設計及び工事施行に関すること。
	（2）市有建築物の修繕に関すること。
	（3）主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
	（4）市有建築物の営繕計画に関すること。
	（5）その他建築工事に関すること。

営繕第3係 職員6人	(1) 市有建築物の設計及び工事施行に関する事。
	(2) 市有建築物の修繕に関する事。
	(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関する事。
	(4) 市有建築物の営繕計画に関する事。
	(5) その他建築工事に関する事。
設備係 職員9人	(1) 市有建築物の各種建築設備の設計及び工事施行に関する事。
	(2) 市有建築物の各種建築設備の修繕に関する事。
	(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関する事。
	(4) 市有建築物の営繕計画に関する事。
	(5) その他設備工事に関する事。

(職員29人、会計年度任用職員2人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、組織・人員等において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、契約事務において一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	○
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 6	
組織・人員	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	6 / 6	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員25人のうち、1人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、また16人が年間360時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。

*1 過労死等労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

評 価

建設業の2024年問題(*3)を見据え、営繕工務課では令和5年4月以降、週1回のノー残業デーを確実に実施し、所属長による執務室の消灯等時間外勤務の削減に取り組んでいることを評価したい。今後も所属長のリーダーシップを発揮し、時間外勤務の削減に取り組まれない。

*3「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」が運用開始される2024年4月までに建設業界が解決しなければならない時間外労働時間等の労働環境問題のことである。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆営繕工務課では、勤続年数の短い職員が見受けられるが、設計及び工事施行の業務を行うにあたり、職員の育成や技術・知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 係長級の職員や勤続年数の長い職員が、勤続年数の短い職員を指導しながら業務を行っている。令和4年度から営繕第3係が増設され、指導がより厚い体制となった。

現在、設計については大半を外部発注しており、技術継承につながらない点もあることから課内設計の拡大を見据えているところである。

意 見

課内設計により手間は増加するものの、経験を積むことで当市の将来的な技術力につながるため、モチベーションを維持しながら時間外勤務を抑制し、技術力の継承を積極的に進めていくこと。

- ◆事務職がない職場であるため、事務職の要望を行っているが、配置されない状況が続いている。庶務に関する事務を行う営繕第1系の負担が増大していないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 会計年度任用職員2人が庶務事務を行っており、係長が全ての庶務事務の確認をしている。技術職の指導を行いながら設計、工事についての確認もしており業務量が

多いため、引き続き事務職の要望をしているところである。

意見

事務職がないため人員の要望を行っているが、事務職が配置される代わりに技術職が減員となる可能性もある。都市整備部内で事務職が必要な理由を十分検討したうえで、人員の要望を行うこと。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 長寿命化対策工事の増加について【効率性の視点、住民福祉の向上の視点】

通常の工事に加え、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて多くの公共建築物が建設されたことから、長寿命化対策を行っていく工事件数が増加している。各担当課からの依頼による工事のため、営繕工務課として工事を調整することはできないが、業務の効率化を図る工夫を行うこと。

③ 営繕年報について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】

営繕年報に主要な営繕工事内容を掲載しており、環境配慮やユニバーサルデザインについて記載している。掲載写真についても、環境配慮やユニバーサルデザインに工夫した点を付記するなどし、市民等に広く周知を図ること。

④ 施設のフェーズフリー化について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】

南消防署庁舎改築工事において、フェーズフリーの観点から事務所と食堂の壁を移動式の壁とし、非常時には一体化が可能な空間としている。他の施設についてもフェーズフリー化のノウハウを活用していくこと。

⑤ タブレットの管理について【合規性の視点】

ア 業者とのタブレットを用いたやり取りにおいては、業者との関係性に注意し、安易に情報を提示しないよう心掛ける必要がある。タブレットの使用に伴うリスクを十分に評価しながら有効活用すること。

イ 既に運用基準を配備しているが、例えば都市整備部内で統一したものに課独自の基準を設け、年1回見直しを行うなど部内での情報共有を図ること。

⑥ 職員の育成について【有効性の視点】

若手職員がコミュニケーションを取りやすく、また資格取得のための講習会を受講しやすいような職場環境作りを引き続き進めること。

評 価

業務の効率化について

タブレットを導入することで、図面等を印刷する時間の短縮や用紙の削減に努めるとともに、現場でのスムーズな対応を実現するなど、業務の効率化を図っている。今後、さらなる業務の効率化の推進に期待したい。

都市整備部 公園緑政課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 都市整備部 公園緑政課
 - 対象年度 令和4年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和5年8月9日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部公園緑政課の主な業務内容及び職員数（令和5年6月1日現在）は、次のとおりである。

【公園緑政課】

公園緑政課 職員8人 再任用職員1人	(1) 公園緑地の整備及び維持に関すること。 (2) 公園の台帳の整備、占用許可、使用許可及び使用料の徴収その他公園の管理に関すること。 (3) 街路樹に関すること。 (4) 公園愛護活動等に関すること。 (5) 公園緑地事業の計画決定手続及び認可申請に関すること。 (6) 準公園の設計指導に関すること。 (7) 工事の設計及び施行に関すること。 (8) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。 (9) 緑化施策に関すること。 (10) 緑化基金に関すること。 (11) 四日市市緑化推進委員会に関すること。 (12) 課の庶務に関すること。
------------------------------	--

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 公有財産の管理におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、文書管理について一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	

契約事務	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	公有財産を所管しているか	土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 6	
組織・人員	監査年度を含む過去2年度以内に、組織変更、所管替え等があったか	分掌事務が十分に行われないリスク	4 / 4	
	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 6	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員 6 人のうち、1 人が厚生労働省が定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、また 3 人が年間 3 6 0 時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。

*1 過労死等労災認定基準：発症前 1 か月間に概ね 1 0 0 時間又は発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月あたり概ね 8 0 時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 3 6 0 時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間 3 6 0 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、A I 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

意 見

- ① 令和 4 年度は会計年度任用職員が任用されていたが、令和 5 年度は不在となっている。事務職員の業務の負担軽減のためにも、会計年度任用職員の早期の確保に努めること。
- ② 事務職員の時間外勤務がかなり多い状況である。職場内で業務の確認や相談ができる環境を整えるとともに、職員の健康面に配慮し、時間外勤務の削減に努めること。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆公園緑政課では勤続年数の短い職員が見受けられるが、業務を行うにあたって技術・知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 1人1回は年度中に研修を受講できるように、外部研修も含めて予算を確保し、知識・技術の習得に努めている。

また実務を行うにあたっては、経験の長い職員と新人職員が一緒に対応するなど、複数での対応を行うことで知識・技術の継承を図っている。

（４）公有財産の管理におけるリスク

◆公園緑政課は市内の公園の土地・建物・工作物など、多数の公有財産を所管しているが、管理は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 業務で市内の公園を訪れた際に、近隣の公園の現況を確認するなど、日々の業務の中でも実査を行っている。また、市民からの連絡により公園やその工作物等で異常が生じたことが判明した際には、随時その対応を行い、市内の公園が適切に活用できるよう努めている。

しかしながら、工作物を始めとして所管する公有財産が非常に多数に及ぶことから、実査の効率的な方法も含め、公有財産管理の手法等について改めて検討する必要がある。

意見

多くの公有財産を管理している状況において、計画を立てて一定の期間内に確認を行うなど、職場全体で効率よく実査ができるよう取り組むとともに、実査の際には必ず記録して決裁を行うなど、適切な公有財産管理に努めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で事務処理誤りが見受けられた。職員の業務に関する知識不足や単純なミスが発生を防ぎ、所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能するよう、所属長は引き続き定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 四日市市緑化基金の活用と今後の緑化施策について【経済性の視点・効率性の視点】

ア 都市緑化の推進を目的として四日市市緑化基金を運用し、花と緑いっぱい事業などの緑化推進事業に活用しているが、基金残高は平成14年度以降減少を続け、令和4年度末で約6,429万円となっている。将来的に基金が枯渇することも考えられ、市の緑化施策に影響を及ぼすことが想定されることから、寄附金などによる基金への積立の増加や、緑化推進事業としての基金の活用方法を含め、基金の在り方について検討を進めること。

イ 基金残高が減少している状況において、企業から寄附を得ることができるような取り組みについて検討を行い、活用する基金の確保に努めること。

③ 公園等の取得手続きについて【合規性の視点】

新規で公園等を取得した際などにおいて、その所有権を開発業者から移管されてから、供用開始の告示を行ったのち、公有財産台帳に登録されるまで、期間を要する事例が見受けられる。公有財産の適正管理の観点からも、所有権が市に移ったのちは速やかに告示を行い、公有財産台帳に登録するなど、関連手続きの実施時期について見直しを検討すること。

④ 組織改編後の部内の協力体制について【有効性の視点】

令和4年4月に市街地整備・公園課が市街地整備課と公園緑政課に分割されたことで、市民にとって担当する所属が分かりやすくなった反面、小規模な課となったことによりスケールメリットの減少も見られるとのことである。災害などの緊急時の対応が問題なく行えるよう、部局内の協力体制をしっかりと構築すること。

⑤ 花と緑いっぱい事業における補助金について【有効性の視点】

花と緑いっぱい事業として、花壇設置や緑化を行う市民ボランティア団体に対して補助金を支出しているが、団体によって活動への積極性に差があったり、高齢化によって活動が困難になってきている団体があったりと課題もある状況である。こうした現状を踏まえ、補助金事業が効果的に行われるよう、改めて整理を行うこと。

⑥ 公園管理のボランティア育成について【有効性の視点】

公園の維持管理の担い手となるボランティアの育成については、市民協働という観点からも重要であり、現場の声を聴きつつ継続的、効果的な取り組みを検討すること。

⑦ 安全な公園の整備について【住民福祉の視点】

公園の整備にあたっては、誰もが安全に利用できる公園を増やしていく必要がある。インクルーシブな遊具(*3)の導入を始め、他都市の事例について積極的に情報収集を行うとともに、福祉部門などと連携し、よりよい公園づくりに取り組むこと。

*3 年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが一緒になって楽しく遊べる遊具。

⑧ 公園使用料等の収入未済について【合規性の視点】

公園使用料等に収入未済額が生じている。少額ではあるが、公園利用の公平性の観点からも、こうした事態が生じることを防ぐため、徴収に関する取り扱いについて見直しを検討すること。

⑨ 緑化推進委員会について【有効性の視点】

緑化推進委員会については、平成29年度から開催されておらず、委員の委嘱もしていないとのことである。緑化基金のあり方を含め、緑化行政について委員会で審議してもらいべき課題を洗い出し、委員会を開催することができないか検討を行うこと。

⑩ 業務委託先への車両の貸付について【有効性の視点】

都市公園の施設管理業務等の委託先に対して、業務用の車両の貸付が行われている。今後は車両を使用する経費を委託料に含めることで、貸付を終了する車両があるとのことであるが、一部の特殊車両については貸付が継続されることから、こうした貸付車両の使用状況の確認を適宜実施するとともに、目的に沿った使用となるよう指導を行うこと。

都市整備部 道路建設課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 都市整備部 道路建設課

対象年度 令和4年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和5年8月7日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部道路建設課の主な業務内容及び職員数（令和5年6月1日現在）は、次のとおりである。

【道路建設課】

道路建設課 職員1人	(1) 道路、橋梁の長寿命化対策に関すること。
予防保全係 職員8人	(2) 工事の監督及び竣工検査に関すること。
計画・建設係 職員8人 会計年度任用2人	(1) 道路の計画に関すること。
	(2) 道路の建設に関すること。
	(3) 工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(4) 課の庶務に関すること。

(職員17人、会計年度任用職員2人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 職員配置におけるリスク

2 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、支出事務、物品・備品管理、文書事務等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	1 / 4	○
契約事務	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
組織・人員	時間外勤務を多く行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足す	6 / 6	○

		ることにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク		
--	--	---	--	--

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員17人のうち、1人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、また9人が年間360時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。

*1 過労死等労災認定基準：発症前1か月に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組む、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆毎年度、新規採用職員が配属される所属であり、当所属勤続年数が3年未満の職員が全体の6割以上という状況において、業務に支障をきたすことはないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- △ 入庁して間もない職員や若手職員が大半を占めるような状況であり、サポート役となる中堅職員が非常に少ない。外部との交渉や協議、調整といった、経験や知識が求められる業務を抱えている所属であり、経験の浅い職員にはサポートが必須であることから、現状として中堅職員の負担が過大となっている。これまでも、増員要求は行っているものの増員には至っていない状況であるが、今後も、増員というだけでなく、

中堅職員を充実させる人員配置要求を行うこととしている。

意見

- ① 特に技術職員の人材不足が課題である。定年退職以外の退職もしばしば見受けられるので、所属長をはじめ指導する先輩職員は適切なコミュニケーションを大切にしながら、人員配置の要望を行うとともに、若手職員や経験の浅い職員のサポートを引き続き丁寧に行い、効果的な事業展開を図ること。
- ② 特に中堅職員の増員を強く要望しているとのことであり、それも重要であるが、市全体として人数の少ない年代の職員の増員を要望しても限界がある。新規採用職員など経験の浅い職員であっても、適切な指導と育成を行えば戦力になることが期待できるので、研修とOJTの積み重ねで辛抱強く育てるという意思を、部局内はもちろん全庁的に共有して後輩職員の育成に取り組むこと。それがひいては市役所全体のレベルアップにつながる。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

- ① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

予算規模の大きい所属であるが、庶務担当者である事務職員は一人のみでほかはすべて技術職員という体制であるため、上位職員によるチェックをより徹底するとともに、予算管理しながら事業の進捗管理もしていく上で、丁寧なマネジメントが求められる。

- ② 前年度繰越事業について【効率性の視点・住民福祉向上の視点】

ア 前年度からの繰越事業として、道路新設改良費、橋梁新設改良費、交通安全施設整備費及び街路事業費の全体事業費の4割にあたる8億円ほどを令和4年度に繰越している。繰越となった理由は、地権者との交渉に時間を要したことが主な要因であるため、引き続き地元調整を含め事業の進捗管理を十分に行い、繰越事業費の削減を図る必要がある。

民間工事との調整により市の工事が当初予定より時間を要することになったケースについては理解できるが、市上下水道局工事との調整により市の工事が翌年度に繰り越されるといったケースについては、同じ市の事業であるのだから、事前に調整しておけば繰り越さずに済み、市民の利益につながったという見方ができる。こうした意識を強く持ち、適切に事業を推進できる体制づくりに取り組むこと。

イ 用地買収の合意形成に想定以上の時間を要することから事業が翌年度に繰越とな

るケースが多い。事業を円滑に推進するには、公共、民間事業者、市民といった関係者の合意形成が極めて重要であるから、各担当者は合意形成を図るスキルの向上に努めること。

③ タブレットを活用した業務改善について【効率性の視点・住民福祉向上の視点】

所属で使用するタブレットを増台予定とのことであるので、道路維持課など部局内の他所属との連携、情報共有にも活用し、業務の効率化、集約化につなげて市民の利益の向上に寄与させるとともに、毎年少しずつでも時間外勤務時間数の減少にも寄与するように工夫すること。

④ 設計書の積算誤りの防止について【法規性の視点】

ア 設計書は、技術職員としての視点でダブルチェックやトリプルチェックを経て決定し、外部へ示すものである。牽制体制を見直し、行政の信用失墜につながらないような取り組みを徹底すること。

イ 新しい積算システムに不慣れな時期であったなら、なおさら慎重に確認すべきである。また、システムに習熟した段階でも、気の緩みから生じるミスを防ぐために注意深く業務を行うべきである。ダブルチェックは実質的にチェックされていなければ意味はなく、決裁はそれに相応する責任と緊張感を持って行うこと。

⑤ 工事請負契約について【効率性の視点・住民福祉向上の視点】

ア 工事の性質上、変更契約が頻繁に必要となる実情は理解できるが、常態化しすぎるあまり、変更ありきの考えのもと、当初の設計が疎かになる可能性があり、これによって事故などのリスクが生じうる。技術職員の多い部署として、設計の精度を高めるための取組みも行うこと。

イ 鉄道沿線関連の作業立会いや工事において、当該鉄道会社の指示する業者と契約締結の必要がある理由は理解するが、単独随意契約ありきではなく、競争入札の可能性の検討等、市民から誤解を招かないよう努めること。

⑥ 除草作業の委託業務について【経済性の視点・効率性の視点・公平性の視点】

一部の地域の除草については、地域団体に委託しているものがある。安価にまた安定的に委託できるのであれば、他の地域においても、地域力活用の視点で、委託先を検討すること。

都市整備部 道路維持課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 都市整備部 道路維持課

対象年度 令和4年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和5年8月4日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部道路維持課の主な業務内容及び職員数（令和5年6月1日現在）は、次のとおりである。

【道路維持課】

道路維持課 職員1人	(1) 道路、橋梁及び道路照明灯の維持修繕並びに交通安全施設に関すること。
維持第1係 職員8人 会計年度任用13人	(2) 土木要望に関すること。
	(3) 工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(4) 道路パトロールに関すること。
	(5) 課の庶務に関すること。
	(1) 道路、橋梁及び道路照明灯の維持修繕並びに交通安全施設に関すること。
維持第2係 職員7人	(2) 土木要望に関すること。
	(3) 工事の監督及び竣工検査に関すること。
	(4) 道路パトロールに関すること。

（職員16人、会計年度任用職員13人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 道路建設課との連携に係るリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、支出事務、契約事務、財産管理、組織・人員等の項目で点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、物品・備品管理、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	6 / 6	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	

	プロポーザルによる契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	公有財産（土地・建物・工作物）を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
組織・人員	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	6 / 6	○
その他	毒物・劇物・危険物等の取り扱いはあるか。	毒物・劇物・危険物等が適切に管理されないリスク	4 / 4	

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務対象職員 15 人のうち、3 人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、また 12 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。

*1 過労死等労災認定基準：発症前 1 か月間に概ね 100 時間又は発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月あたり概ね 80 時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI 技術

の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

意見

職員の業務負担の軽減について、都市整備部内で共有できる取り組みは取り入れていくこと。また、まずは過労死等労災認定基準を超えるような職員を出さないようにするなど、毎年改善を積み上げ、職員の健康の維持・向上に繋げていくこと。

(3) 道路建設課との連携に係るリスク

◆道路維持課は、実際に損傷した道路の維持修繕を所管し、道路建設課は、今後の道路の予防保全や長寿命化対策を所管している。今後の市全体の効果的な道路の維持管理ができるよう、道路建設課と緊密な連携がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 幹線道路や橋梁などにおいて、緊急的な対応を除き、一定規模の修繕が必要な場合は、予算計上時のみならず想定外の場合についても、道路建設課が所管する修繕計画の有無及び年次計画を確認した上で、修繕の方法について、当面の措置をするのか、本格的な修繕を行っていくのか、協議を行っている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【法規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 道路損傷通報システムについて【効率性の視点】

ア スマートフォンで利用できる四日市市公式LINEを用いた道路損傷通報システムについて、令和4年3月中旬から職員向けに試行運用を行い、利用職員へのアンケート等を通じて状況把握を行ったところである。当システムが市内の道路補修に資するため、まずは市職員による試行を継続し、将来的には、簡単に市民等誰もが利用しやすいシステムの構築に向け積極的に取り組むこと。

イ システム運用に当たっては、常識にとらわれず、職員の柔軟な意見を広く取り入れられるような体制を構築すること。

③ タブレット端末の活用について【効率性の視点】

ア 補修対応の迅速化と職員の時間外削減を図るため、タブレット端末を令和4年度に2台購入し、各係で1台を保有している。運用基準を定めた上で、実際に緊急対応の際に、現地から直接処置内容を描き込んだ画像を委託業者へ送信することで、

迅速かつ確実な指示が可能となり、職員が現場引継ぎに要する時間が削減されている。令和5年度は担当地区を持つ全職員が保有できる数のタブレットを発注しているところであり、運用基準をさらに充実させ、今後なおいっそうの効率的な補修対応に取り組むこと。

イ 生活に身近な道路整備事業について、地域の傾向性の検証、修繕履歴の管理、今後の経年的な修繕の発生予測等について、タブレット端末の活用を検討すること。また、土木要望会でも現地に行かずにタブレット端末の画面により、工法の説明等を行うことなどにより、地域の意思決定までの時間短縮を図り、効率化につなげること。

④ 道路・公園照明灯のLED化について【経済性の視点】

プロポーザル（5者参加）により、市が管理する道路と公園を対象区域とし約5,000基の照明灯を令和2年度にLED化し、包括的に既設LED照明灯を含めた約6,000基の照明灯を令和12年度まで維持管理を行う委託契約をしている。

契約に当たっては、工事発注方式、リース方式との経費比較検証を行った上で、当委託方式が最も経済性が発揮できるものとして発注しており、全庁的な照明灯LED化の参考例として、全庁的な情報共有に努めること。

⑤ 単独随意契約について【経済性の視点】

委託契約について、単独随意契約を行っているものもあるが、地方公共団体の契約は競争入札が原則であることを再認識し、できる限り、競争入札や見積り合わせによる契約を行うよう心掛けること。

⑥ 除雪対策について【有効性の視点】

降雪量や路面の凍結状態により必要な除雪機の選定や、気象状況・現地の状況に応じた対応が取れるよう、除雪業務に対応可能な業者と意見交換を行い、適切に機能する除雪対策について発注方法等を検討すること。

都市整備部 河川排水課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 都市整備部 河川排水課
 - 対象年度 令和4年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和5年8月1日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部河川排水課の主な業務内容及び職員数（令和5年6月1日現在）は、次のとおりである。

【河川排水課】

河川排水課 職員2人 管理係 職員6人 会計年度任用1人	(1) 河川の認定、変更及び廃止並びに台帳の管理に関する事。
	(2) 河川及び水路の占用許可及び占用料の徴収並びに加工の承認 その他河川及び水路の管理に関する事。
	(3) 調整池の維持管理に関する事。
	(4) 樋門等の管理に関する事。
	(5) 急傾斜地崩壊危険区域内及び砂防指定地内における行為に係 る申請書の受理及び知事への送付に関する事。
	(6) 急傾斜地及び農業用ため池の整備に係る受益者負担金の賦課 及び徴収に関する事。
	(7) 総合治水対策事業の事務に関する事。
	(8) 課の庶務に関する事。
整備係 職員7人	(1) 河川、水路及び農業用ため池の計画、設計、施工等並びに維 持及び修繕に関する事。
	(2) 受託土木工事の設計及び施工に関する事。
	(3) 主管工事の監督及び竣工検査に関する事。

（職員15人、会計年度任用職員1人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 適正な契約事務の執行におけるリスク
- (5) 公有財産の管理におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、物品・備品管理、契約事務、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
	内部統制を業務に組み入れ、遂行しているか。	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 6	

支出事務	歳出予算の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	○
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	公有財産を所管しているか	土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 6	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 6	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員16人のうち、1人が年間360時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。業務内容の見直しなどによって、河川排水課の時間外勤務は令和元年度は月平均が37.0時間であったが、令和4年度は15.7時間まで減少している。

*「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。

評価

事業の集約化などによって時間外勤務が減少していることは評価できる。引き続き職場のチームワークを発揮し、時間外勤務が増加することのないよう努め、働きやすい職場環境づくりに取り組むこと。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆河川排水課では勤続年数の短い職員が見受けられるが、業務を行うにあたって技術・知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 土木系の外部研修を毎年活用するとともに、許認可の基準など法令に関する研修も実施するなど、業務に必要な知識・技術の習得に努めている。

また、人事異動に備えて業務の懸案事項を記載した引継ぎ簿を作成するなど、業務の継承に支障が生じることのないよう取り組んでいる。

意見

河川排水課は他所属からの様々な受託土木工事も担っており、若手職員が多い職場において負担となっているとは思いますが、一方で土木技師が様々な業務を経験できる職場でもある。こうした利点を活用して積極的に人材育成に取り組むこと。

(4) 適正な契約事務の執行におけるリスク

- ◆河川排水課では、河川等の維持修繕工事や設計業務の委託に加え、他部署からの受託土木工事など多数の工事請負や業務委託に係る契約を行っているが、適正な契約は行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 職員2人以上がダブルチェックで積算価格の検算を行うことで、適正価格の算出に努めている。また、契約にあたってはチェックシートを用いて確認を可視化するなど、契約事務の適正執行を図っている。

契約に関する職員の知識・技術の向上についても、研修などの実施や職員間の情報共有に努め、適正に業務が継承できるよう取り組んでいる。

意見

実施する多くの工事で契約変更が生じているが、これは土木工事において生じる残土処理等に必要経費の変更が多くを占めており、その内容については業者からの報告を確認するとともに、一部については実際に廃棄場所の確認も行っているとのことである。業者への牽制を図るためにも、適宜検査を行うなど、契約変更となる場合の適正性の確保に引き続き努めること。

(5) 公有財産の管理におけるリスク

- ◆河川排水課では、河川用地や水路用地、ため池など多くの土地を所管しているが、管理は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 所管する土地が多いため、職員全員で分担して現場の確認を行っている。

なお、所管する河川の管理においては、河川の保全計画の策定によって河川台帳作成と同様の効果がある状態とはなっているが、今後は改修や保全工事などに合わせて台帳情報の更新を行うとともに、デジタル化も含めた河川台帳の作成が必要である。

意見

管理する河川の種類によって異なる法令等を改めて確認し、河川台帳の整備を含め法令で定められている業務等を整理するなど、引き続き適正な公有財産管理に努めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 総合治水対策について【有効性の視点】

ア 市長部局と上下水道局が連携して治水対策に取り組むため、総合治水対策検討委員会を設置しており、令和4年度は幹事会を2回開催している。近年の異常気象による降雨対策を効果的に進めるためにも、全庁的な連携の強化を図るなど、委員会を中心とした総合治水対策に引き続き取り組むこと。

イ 河川排水課は、都市整備部のみならず上下水道局や民間企業、市民も含めた幅広い対応が必要な総合治水対策の中心を担う課であることから、その実効性を高めるためにもリーダーシップを発揮して総合治水対策に取り組むこと。

③ 公益財団法人リバーフロント研究所への出捐金について【有効性の視点】

公益財団法人リバーフロント研究所へ出捐金を支出しているが、現状では水辺の空間づくりなどに関する情報提供を受ける程度の活用にとどまっている。出捐金を支出している以上、研究所の積極的な活用を図るとともに、活用が難しい場合は出捐金のあり方についても検討を行うこと。

④ 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託について【有効性の視点】

河川排水課においても、市内を3ブロックに分けて業務委託を行う地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託を実施している。これによってスピード感のある事業実施が期待でき、市民サービスに繋がるとともに、職員の時間外勤務の削減にとっても有効である一方、業者の新たな参入意欲を削ぐといったデメリットも考えられることから、当該委託についての課題についても整理し、関係部局とも調整の上、今後の効果的な業務委託に繋げること。

⑤ 市内の工事業者の育成について【有効性の視点】

土木工事に関わる市内業者の育成も重要であり、担い手不足の解消を図る必要がある。そのためにも、建設業界における働き方改革に対応した工事内容となるよう検討を進めるとともに、それに伴い必要となる経費の増加についても、しっかりと議会や市民に説明できるよう取り組むこと。

都市整備部 道路管理課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 都市整備部 道路管理課

対象年度 令和4年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和5年8月7日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部道路管理課の主な業務内容及び職員数（令和5年6月1日現在）は、次のとおりである。

【道路管理課】

道路管理課 職員2人 管理係 職員7人 再任用職員1人 会計年度任用5人	(1) 道路（法定外公共物である道路を含む。次号において同じ。）の認定、廃止及び変更並びに台帳の管理に関する事。
	(2) 道路の占用許可及び占用料の徴収並びに加工の承認その他道路の管理に関する事。
	(3) 近鉄線高架下等の利用及びふれあいモールに関する事。
	(4) 屋外広告物の簡易除却に関する事。
	(5) 課の庶務に関する事。
交通安全係 職員2人 任期付職員1人 会計年度任用3人	(1) 交通安全対策の企画及び調整に関する事。
	(2) 交通安全教育及び啓発に関する事。
	(3) 自動車、自転車等の放置防止及び措置に関する事。
	(4) 市営中央駐車場及び本町駐車場に関する事。
	(5) 近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び近鉄四日市駅北自転車等駐車場等に関する事。
	(6) 交通事故相談に関する事。

（職員11人、任期付職員1人、再任用職員1人、会計年度任用職員8人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置のリスク
- (4) 市営駐車場の割引認証機の管理に係るリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査では、契約事務、財産管理、情報管理、組織・人員等の項目で点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、契約事務、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	6 / 6	○
	指定管理制度を導入しているか。	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	公有財産（土地・建物・工作物）を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	

財産管理	土地又は建物の貸付けを行っているか。	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか。	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 6	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 時間外勤務対象職員10人に対して、5人が年間360時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

ア 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

イ 管理係は、様々な事情もあり、職員の時間外勤務に偏りが見受けられる。課内で知恵を絞り、職員が体調を崩す要因とならないよう、時間外勤務の平準化に注力すること。

(3) 職員配置のリスク

◆勤続年数が3年未満の職員がほとんどを占めるが、業務継承に課題はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 交通安全系の業務内容はシンプルなものであり、勤続年数3年未満であっても、マニュアル（引継書ほか）により十分対応できている。また、係間での情報共有にも努めている。

管理系では、通常の上下水道、ガス管、電柱等の占用工事に伴う許認可についてはマニュアル化されており、OJTにより件数をこなしていくことで十分対応できている。しかし、用地寄付・開発行為・国や県の道路事業に伴う協議については、幅広く知識が必要であるため、業務が、勤続年数の長い特定職員に偏りがちとなっている。

意見

在職年数、当課勤続年数が短い職員が多い中、職員自身が行っている業務の必要性を自らが認識できるよう、コミュニケーションがしっかり取れる体制を構築すること。

(4) 市営駐車場の割引認証機の管理に係るリスク

◆認証機の庁内への貸出について、適正利用の確認状況はどうか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 認証機79台については、貸出リストに基づき貸出先の状況を確認している。

なお、認証機の貸出の際は、適正利用について、書面での注意喚起を行っている。

また、自所属で発生した案件の後には、職員掲示板でも注意喚起を行っている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 事務分掌について【合規性の視点】

交通安全系の事務分掌として、「(3) 自動車、自転車等の放置防止及び措置に関すること。」が四日市市役所処務規程において規定されているが、実際には、自動車の放置防止及び措置に関する業務は、管理系と交通安全係が連携して対応している。総務課とも調整し、事務分掌が実際の所掌業務と齟齬のないようにすること。

③ 交通安全の啓発について【有効性の視点】

- ア 交通安全係では、四日市市交通安全協議会への委託により、数多くの交通安全教室の開催や啓発事業を行っている。コロナ禍からも脱しつつあり、今後も、事故撲滅のため、より効果のある啓発を行っていくこと。
- イ 統計上、交通事故による死亡者は高齢者が多いことから、高齢者への効果的な啓発方法について、十分に検討すること。
- ウ 交通事故撲滅のため、例えば自転車でのヘルメットの装着率を指標とするなど、時代に即した交通安全対策の企画や政策を打ち出していくこと。

④ 職員のメンタルケアについて【有効性の視点】

道路事故における示談交渉については、交渉が長期化し、職員のメンタルの疲弊が激しい状況がある。弁護士の活用や効果的また有効的なガイドラインの策定、さらには専門的な職員の配置にかかる総務部との協議等、根本的な負担軽減策を検討すること。

⑤ 借地について【有効性の視点】

借地している道路用地について、借地料を払い続けていくことの妥当性を常に意識し、買い取りに向けた取り組みを継続していくこと。

⑥ 指定管理業務における牽制について【有効性の視点】

指定管理に係る協定について、複数年にわたる契約であり、仕様書に記載された業務が確実に実施されているかどうかを普段から現場確認を行うなどして、指定管理者への牽制を行うこと。

都市整備部 用地課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 都市整備部 用地課
 - 対象年度 令和4年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和5年8月18日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部用地課の主な業務内容及び職員数（令和5年6月1日現在）は、次のとおりである。

【用地課】

用地課 職員2人 用地係 職員9人 再任用1人 会計年度任用1人	(1) 部所管工事に係る用地の取得及び補償に関すること。
	(2) 部所管の未利用地の処分に関すること。
	(3) 道路、河川等の未登記用地の解消に関すること。
	(4) 国土利用計画法に基づく進達等に関すること。
	(5) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出及び申出に関すること。
	(6) 地価公示に関すること。
	(7) 課の庶務に関すること。
境界係 職員12人 会計年度任用3人	(1) 道路、河川等の境界に関すること。
	(2) 地籍調査事業(土地改良事業実施地区を除く。)に関すること。

（職員23人、再任用職員1人、会計年度任用職員4人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 金券管理におけるリスク
- (4) 地籍調査の体制におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、支出事務、文書事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
契約事務	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を持っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	6 / 6	

組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
組織・人員	時間外勤務を多く行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 6	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員21人のうち、2人が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っていた。

*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

- ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。
- ② 一部の職員の時間外勤務時間数が多いが、係内はもちろん、所属長のリーダーシップを発揮して、係を越えた柔軟な協力体制を構築すること。

(3) 金券管理におけるリスク

- ◆地権者との書類のやりとりや土地売買契約書作成などの事務処理に使用するため、レターパックと収入印紙を常時保管していることから、事故が発生する可能性はないか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- △ 金券出納簿を確実に記入し、レターパックは鍵のかかる保管庫にて保管、収入印紙は終業時には手提げ金庫に格納して会計管理課金庫に持っていき、保管している。

意見

保管庫の鍵を保管しているキーボックスのダイヤル番号について、一定期間で変更するなど、危機管理意識を持って万が一のことを考えた対策をとること。

(4) 地籍調査の体制におけるリスク

- ◆ 令和2年度から地籍調査を実施しているが、現在も職員は増員されておらず、地籍調査を実施する体制が不十分ではないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 人員増の要求はしているが、増員はされていない。担当職員を2人とし、令和2年度から4年度の三か年で、1地区目の調査を終えたところであるが、2人では厳しい状況であった。令和6年度からは2地区を同時に進めることもあり、引き続き増員を要求していくこととしている。

意見

- ① 地籍調査にかかる業務負担が今後さらに増加することが見込まれる中で、さまざまな事業を遅滞なく進めるためには用地交渉にも十分な人員が必要である。交渉が難航するケースなど所属としての問題点を把握しながら、引き続き、必要な職員配置の要求を行うとともに、ノー残業デーの確保や時間外勤務時間数の削減への取組みに努めること。
- ② 係長級職員が少ないとの問題について、比較的人数規模が大きい境界係を分割することで、結果的に係長級職員が増えるのではないか。これにより、係長の負担軽減だけでなく、地籍調査の業務を進めることにもつながると思われる。係の分割の是非について検討すること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

- ① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

- ② 地権者対応による休日出勤について【効率性の視点・住民福祉向上の視点】

令和5年5月より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症となったことにより、これまでより事業が進んだり、境界立会い件数が次第にコロナ禍より前の水準に戻ってきたりすることが予想される。交渉、立会いについて、地権者の都合上、休日になる場合もあ

り、そのケースも今後増加する可能性があるが、地権者への配慮とともに、休日出勤をした場合は適切に振休や代休を取得する等、職員の働き方にも目を配ること。

③ 他部局で行う用地取得の連携について【有効性の視点】

道路、河川等の用地取得については部所管の工事に限られており、他部局が行う用地取得については、相談などの協議は行っているものの、用地取得は担当部局で行われている。用地取得には、専門的な知識や経験が必要である。一方、各部局においては、施設の更新や管理地の境界確認により、用地取得が必要なケースが発生することもあるが、頻度は少なく知識や経験の蓄積や継承は難しいことが想定できる。そのため、用地課が培ってきた専門的な知識や経験を活かし、他部局への協力も可能な範囲で行っているとのことであるが、引き続き支援を行うこと。

④ 技術職員配置の要求について【有効性の視点】

所属内の技術職員数が減少している。業務内容から技術職員の増員が必要であるなら、数的根拠も示して人員配置を要求していくこと。

⑤ 単独随意契約の締結について【経済性の視点・公平性の視点】

用地の登記測量や、建物等の補償額再算定再調査の業務委託において、以前に当該地で行った測量や調査の成果を活用するためとの理由で、単独随意契約を締結しているが、価格交渉や比較も行いながら、確かにその方法での契約の方が安価であるのかどうかを確認し、安易に単独随意契約を締結することのないようにすること。

⑥ 地籍調査の進め方について【効率性の視点・有効性の視点・住民福祉向上の視点】

所有者不明の土地が多く存在するという問題もあり、地籍調査はたいへん時間を要する事業であるが、所有者を明確にしていこうという全国的な流れからしても、確実に進めていく必要はある。現在行っている、災害リスクの高いところから優先的に進めていく方法は有効であると考えるので、引き続き優先順位を見極めながら取り組むこと。

⑦ アルコールチェックについて【有効性の視点】

公用車運転時のアルコールチェックについて、用地課所有の車両を他所属の職員が使用する際も含め、単に確認印を押すにとどまることのないよう配慮すること。

⑧ 業務における官民の連携について【有効性の視点・住民福祉向上の視点】

地籍調査事業など、行政の仕事を推進するうえで、官民の連携は不可欠である。業務推進にあたって良好なパートナーとして官民一緒に高め合える方向性を目指すこと。

⑨ 大規模災害発生時の所属の役割について【有効性の視点・住民福祉向上の視点】

危機管理課を兼務する職員が1名配置されていることもふまえ、大規模災害発生時に用地課として担うべき業務はどのようなものか、それを円滑にかつ迅速に行うために何をすべきかを所属として検討、共有しておくこと。

都市整備部 市営住宅課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 都市整備部 市営住宅課

対象年度 令和4年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和5年8月3日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

都市整備部市営住宅課の主な業務内容及び職員数（令和5年6月1日現在）は、次のとおりである。

【市営住宅課】

市営住宅課 職員1人 管理係 職員5人 会計年度任用1人	(1) 市営住宅の建設及び維持管理に関すること。
	(2) 市営住宅整備基金に関すること。
	(3) 課の庶務に関すること。
住宅係 職員5人 会計年度任用4人	(1) 市営住宅の入居管理に関すること。
	(2) 住宅使用料の決定及び徴収に関すること。
	(3) 市営住宅入居者選考委員会に関すること。
	(4) 住宅新築資金等貸付金の償還に関すること。

（職員11人、会計年度任用職員5人）

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 適正な契約事務の執行におけるリスク
- (4) 住宅使用料及び住宅新築資金等貸付金の滞納者と連絡がとれなくなるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、収入事務、現金等管理、契約事務、財産管理、情報管理、組織・人員等において点数が高く、全体的にリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、現金等の管理、支出事務、契約事務、文書管理、人事管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか。	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適切に処理されないリスク	6 / 6	
	滞納債権があるか。	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	

現金等管理	現金や金券の取扱いがあるか。	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	○
支出事務	歳出予算の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	3 / 6	○
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	○
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	公有財産を所管しているか。	土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか。	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データ改ざん、滅失等のリスク	6 / 6	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか。	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 6	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員 9 人のうち、2 人が年間 3 6 0 時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 3 6 0 時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間 3 6 0 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、若年層の職員も多いため、職員間のコミュニケーションの中で今までとは異なった新しい考えや A I 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 適正な契約事務の執行におけるリスク

- ◆市営住宅の修繕工事や維持管理業務においては、年間で 7 0 0 件以上の契約が行われているが、事業者の選定、契約金額の決定及び履行の検査確認は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 本来の契約の写真の他に、異なる契約の修繕工事の写真が添付されている案件があった。修繕工事の件数が多いが、履行の検査確認を行う際は、修繕内容の確認を行った上で、現場確認及び工事写真帳の確認を行う必要がある。

意見

- ① 契約内容と工事写真帳が一致するか確認を行うとともに、仕様書のとおり修繕が実施されているか、適宜現場の確認も行うこと。
- ② 年間 7 0 0 件以上もの契約がある中で、例えば契約を集約するなど、経済性、効率性を上げられる契約のあり方を検討していくこと。

(4) 住宅使用料及び住宅新築資金等貸付金の滞納者と連絡がとれなくなるリスク

- ◆住宅使用料及び住宅新築資金等貸付金の滞納者と連絡がとれなくなることにより、滞納分の住宅使用料及び住宅新築資金等貸付金の徴収不能となっていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 未納となった時点で連絡を取り、支払いを督促している。継続して続けていることで、現在は滞納者自ら連絡をしてくることもあり、現在は連絡がとれなくなることに

より徴収不能となっていることはない。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

例規の適正な整備について【合規性の視点】

市営住宅課の取扱業務を定めている、総務課所管の「四日市市役所処務規程」において、住宅系の業務である、「住宅新築資金等貸付金の償還に関すること」が管理係に記載されていた。総務課と調整のうえ、適切な形に改正すること。

意 見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 市営住宅に四日市大学生が入居する取り組みについて【住民福祉の向上の視点】

令和2年度から高齢化対策及び地区パトロール等のために、四日市大学生が市営住宅に入居する取り組みを開始している。活動内容の振り返りや今後の検討課題について、高齢者の安心な暮らしを支える活動（あさけが丘市営住宅）運営会議で議論を行いながら取り組みを継続し、高齢化社会でも安心して暮らせるように多世代交流や混住を進めていくこと。

③ 市営住宅入居者の高齢化について【住民福祉の向上の視点・効率性の視点】

市営住宅の入居者は高齢者が多いことから、コミュニケーションを大切にし、入居者が住みやすい環境作りにつなげ、併せて入居者の安否確認の効率的、効果的な方法について検討すること。

④ 予算の不用額の発生について【有効性の視点】

予算措置されていた三重団地のエレベーター設置事業について、モデル事業として期待をしていたが、結果的に実施できず、予算に不用額が発生した状況である。経過について慎重に検証し、次につなげるよう努めること。

⑤ 市営住宅の維持管理等に係る経費について【経済性の視点】

市営住宅に係る経費の削減ができるよう、市営住宅の売却や維持管理の方法等について検討すること。

評 価

① 市営住宅使用料の現年度収納率について

令和4年度は市営住宅使用料の現年度収納率が100%であり、評価したい。ファイナンシャルプランナーの資格を持った会計年度任用職員も複数いることから、事務

のノウハウの継承を行い、引き続き高い水準での収納率を維持できるよう努めること。

② 市営住宅に四日市大学生が入居する取り組みについて

大学生が市営住宅に入居することで、高齢者も安心して生活できる部分があると思われるため、今後の事業の拡大も検討されたい。